

## 萬葉集

―一首中に表れる異なる訓みをしている同じ漢字の研究(十)―

北村英子

前稿(萬葉集―一首中に表れる異なる訓みをしている同じ漢字の研究(九)―)では卷十三から、一首中に表れる同じ漢字が異なる訓みをしているものを抽出して考察してきた。

本稿においては、その続きの卷十四について考察するべきところであるが、卷十四・卷十五はすべて、一字一音で記されている巻であるため対象外とし、卷十六について考察する。

卷十六の歌数は一〇四首あるが、巻全体を見較べると、二番目に歌数の少ない巻である。

この巻の標目に「有由縁并雑歌」とあって、前半と後半の二部から成り、前半は伝説にまつわる歌で、後半は雑歌を載せている。

こういった歌の一首一首中に、同じ漢字を用い、それらが異なる訓みをしているものを取り上げて考察していく。

☆春去者<sup>サウ</sup> 挿頭尔将<sup>サウ</sup>為跡 我念之 櫻花者 散去香聞<sup>ユケル</sup>(十六・3786)

176、春去者<sup>サウ</sup> 散去香聞<sup>ユケル</sup>

初句と結句に「去」という漢字を用いている。

初句の「春去者」は、「秋去者」(一・84)・「夕去者」(十二・2922)のよ  
うに、集中においては、「来る」という意味で「去」が用いられ、「春サ  
ラバ」・「秋サラバ」・「夕サラバ」というように使われる。この場合の  
「サラバ」の表記は、「去者」と記す以外の文字は見当たらない。した  
がって、「春去者」はこのように固定した用い方をしているため、「サ  
ラ」は「去」を用い、代りの文字はない。

一方、「散去香聞」の訓みについては、『萬葉集注釋』・『日本古典文学  
大系―萬葉集』等では、「チリニケルカモ」と傍訓を付し、『萬葉集―桜  
楓社』等では、「流」を補って「散去流香聞」と五文字にし、「チリニケ  
ルカモ」と傍訓を付してあるが、この訓みより、ここで用いた『萬葉集  
―埴書房』や『新編日本古典文学全集―萬葉集』のように「チリユケル  
カモ」と訓む方が、自然な訓みと考えるため、本稿においては「チリユ  
ケルカモ」の訓みに従って論を進めていくことにする。

さて、集中において「ユケ(ル)」の漢字表記は、「去」の外、「行」・  
「往」の文字がほぼ同数使われている。この「チリユケルカモ」の「ユ

ケル」も、「行」という一般的な文字を用いても何等差支えがないところであるが、わざわざ「去」の漢字を用いて「ユケル」と訓ませているのは、初句の「春去者」の「去」を意識したのではないかと思える。結局、初句と結句に「去」という同じ文字を用い、一方は「サラ（バ）」と訓み、一方は「ユケル」と訓み、異なる訓みをしたのは意識的であろうか。

☆緑子之 若子蚊見庭 垂乳為 母所懷 榘櫛 平生蚊見庭 結経  
 方衣 氷津裏丹縫服 頸著之 童子蚊見庭 結幡之 快著衣 服我  
 矣 丹因 子等何四千庭 三名之綿 蚊黒為髮尾 信櫛持 於是  
 蚊寸垂 取束 舉而裳纏見 解乱 童兒丹成見 羅丹津蚊経 色丹  
 名著來 紫之 大綾之衣 墨江之 遠里小野之 真櫛持 丹穗之為  
 衣丹 狛錦 紐丹縫著 刺部重部 波累服 打十八為 麻續兒等  
 蟻衣之 寶之子等蚊 打栲者 経而織布 日曝之 朝手作尾 信巾  
 裳成者之寸丹取為支屋所経 稻寸丁女蚊 妻問迹 我丹所來為  
 彼方之 二綾裏沓 飛鳥 飛鳥壯蚊 霖禁 縫為黒沓 刺佩而 庭  
 立住 退莫立 禁尾迹女蚊 髣髴聞而 我丹所來為 水縹 絹帶  
 尾 引帶成 韓帶丹取為 海神之 殿盖丹 飛翔 為輕如來 腰細  
 丹 取飭氷 真十鏡 取雙懸而 己蚊泉 還氷見乍 春避而 野邊  
 尾廻者 面白見 我矣思経蚊 狹野津鳥 來鳴翔経 秋僻而 山邊  
 尾往者 名津蚊為迹 我矣思経蚊 天雲裳 行田菜引 還立 路尾  
 所來者 打水刺 宮尾見名 刺竹之 舍人仕裳 忍経等氷 還等

氷見乍 誰子其迹哉 所思而在 如是所為故為 古部 狹寸為我  
 哉 端寸八為 今日八方子等丹 五十狹迹迹哉 所思而在 如是  
 所為故為 古部之 賢人藻 後之世之 堅監將為迹 老人矣 送  
 為車 持還來 持還來 (十六・3791)

177、緑子之 若子 童子蚊見庭 子等何四千庭 寶之子等蚊 誰子其  
 迹哉 今日八方子等丹

「緑子」を「ミドリコ」と訓んでいるのは、集中においては、ここ一箇所のみしかみられない。外は「緑兒」と記している例が(二・213)・(三・481)・(十二・2925)にみられ、「小兒」と記している例が(十二・2942)にみられ、「若子」と記している例が(三・458)・(三・467)にみられ、「若兒」と記している例が(二・210)にみられる。

この長歌の場合、第一句目と第二句目の二字目の「コ」は、「子」の漢字で統一しようとしたものか。「緑兒」という表記を用いず、集中このみ「緑子」の表記を用いているのは意識的であろう。

「若子」を「ミヅコ」と訓んでいるがどうであろうか。(三・458)では「若子」を「ミドリコ」と訓んでいるが、ここではすぐ上の句に「ミドリコ」は「緑子」と通常の漢字を用いているところから考えると、「若子」を「ミドリコ」と訓むのは相応しくない。『新編日本古典文学全集』では「ワキゴ」と訓み、『萬葉集注釋』では「ワカコ」・「ミヅコ」と二様の訓みを提示され、訓みの揺れをみる。『古典大系—今昔物語』(第二六一話)中に「若子」は「ミヅコ」と訓んでいる。また、『萬葉集—桜

楓社』の当該箇所は「ミヅコ」と訓んでいる。いずれにせよここで問題にしている文字「子」の訓みは、「コ」と訓むことには異論をみないため、今回ここでは「ミヅコ」と訓む説に従っておく。

次に「童子」の二字を「ワラハ」と訓んでいるのは、集中このみである。外の箇所は「童兒」と表記しているものが、(二・129)・(十八・4094)等に見られ、むしろ、「童兒」を「ワラハ」と訓むのが一般的である。この(十六・3791)番の長歌中にも、「童子蚊見庭」の少し後の句に「童兒丹成見」と「童兒」の表記がみられ、一首中に「童子」と「童兒」の二様の表記をし、どちらも「ワラハ」と訓んでいるが、「童子」と書いた方は「少年」を意味し、「童兒」と書いた方は「髪」を意味している。ここではこういった意味の違いによって書き分けをしたのではないだろうか。

「子等何四千庭」・「寶之子等蚊」・「誰子其迹哉」・「今日八方子等丹」の「子」を「コ」と訓んでいるのは通常の訓みとして問題はない。

178、結経方衣 袂著衣 大綾之衣 丹穗之為衣之 蟻衣之

「衣」を「コロモ」「キヌ」と訓むことはすでに、「論集」第38号でも記したが、「衣」を「コロモ」と訓む例は集中極めて多くみられ一般的である。この文字の外、「服」や「服衣」を「コロモ」と訓んでいる場合もあるが、「衣」の文字を意識的に用いたものか。

「衣」を「キヌ」と訓む例がこの歌に四度みられるが、集中において「キヌ」は「衣」の文字以外は見られない。

一首中に「衣」の文字を五度用い、「コロモ」と「キヌ」と二様に異なる訓みをしている。

179、童兒丹成見 麻續兒等

「童兒」を「ワラハ」と訓み「髪」を意味していることは先に記した。「兒」を「コ」と訓むのは、集中極めて多くみられる。この歌において「麻續兒等」と「麻續」に対しては「兒」の文字を用い、この句のすぐ下の句、(蟻衣之)「寶之子等蚊」と「寶」に対しては、「子」の文字を用いているのは意識的であろう。

この長歌中において、「童兒」と「兒」と同じ文字を用い、一方は「ワラハ」と訓み、一方は「コ」と訓み異なる訓みをしている。

180、飛鳥 飛鳥壯蚊 飛翔

「飛鳥」は「アスカ」の枕詞として、「トブトリ」と訓むのが通例で、集中において「飛鳥」以外の文字はない。

「アスカ」は集中においては、「明日香」と書いている場合が多いにも拘らず、ここではわざわざ、上の句と同じ文字「飛鳥」と書いて「アスカ」と訓み、同じ漢字を用い異なる訓みをしているのは意識的であろう。「飛(翔)」を「トビ(カケル)」と訓むことは通例の訓みとして問題はない。

181、霖禁 禁尾迹女蚊

「禁」を「イミ」と訓んでいるものは、『新編日本古典文学全集』・『萬葉集―桜楓社』等、「サへ」と訓んでいるもの『萬葉集注釋』・『萬葉集私注』等で定まった訓みはないが、恐らく「禁忌」という語から考えたと「禁」も「忌」も「イム」という意味を含み、『類聚名義抄』によっても「禁」（佛下本一二七）も「忌」（注中七〇）も「イム」と訓んでいる。したがって、今ここでは「イミ」と訓むのに従っておく。集中この外、「言之禁毛」（十三・3284）に一例をみる。

「禁」を「イサメ」と訓むことは、この外に、「不<sup>イサメ</sup>禁行事叙」（九・1759）と一例のみある。『日本古典文学大系』には「サフルヲトメガ」と訓ませ、「母が邪魔をするのを少女が」の意味とし、「不合理に聞えるが稚拙な歌謡的表現としては、必ずしも不自然ではない」と注書きがある。ここに紹介しておく。

いずれにせよ、「禁」という同じ文字を二度用い異なる訓みをしている。

☆頃者之 吾戀力 不<sup>イサメ</sup>給者 京兆尔 出而將<sup>イサメ</sup>訴（十六・3859）

182、頃者 不<sup>イサメ</sup>給者

集中、「比日」の文字を「コノコロ」と訓んでいる場合が一番多く、次は「比來」の文字を「コノコロ」と訓んでいるのが多く、この外、「比者」や「日來」の文字を「コノコロ」と訓んでおり、「頃者」の文字を「コノコロ」と訓んでいるのはこの外、（四・713）・（八・1603）・（十・

1889）・（十・2335）・（十二・3022）・（十二・3055）の初句か結句に限り用いられている。この歌の場合初句であるから「頃者」の表記を用いたものか。または、第三句目の助詞「者」と同じ文字を用い異なる訓みをしたものか。

第三句目の助詞に「者」、この文字を用い「ハ」と訓むのは、漢籍で用いる「者」の用法と、日本語の助詞「ハ」の用法が似ているから「者」の文字を用い「ハ」と訓んだものか。しかし、集中においては助詞の「ハ」は、「波」や「婆」等の表記も極めて多くみられるのにも拘らず、「者」を用いているのは、やはり同じ文字を用い異なる訓みをしたように意識的に「者」を用いたものか。恐らくそのように思える。

☆伊刀古 名兄乃君 居、而 物尔伊行跡波 韓國之 虎云神乎

生取尔 八頭取持来 其皮乎 多、弥尔刺 八重疊 平郡乃山尔

四月 与、五月、間尔 藥獨……（略）…… 吾毛等者 御筆波夜斯

吾皮者 御箱皮尔 吾完者 御奈麻須波夜志 吾伎毛母 御奈麻須

波夜之 吾美義波 御塩乃波夜之 耆矣奴 吾身一尔 七重花佐久

八重花生跡 白賞尼 白賞尼（十六・3885）

183、生取尔 八重花生跡

集中、「生取」という語はこの一例のみしか見当たらない孤例である。

そして、「生取」の文字を「イケドリ」と訓むのは、通常の訓みで問題はない。

一方、「生」を「サク」と訓むのは集中ここのみしかない。集中には「咲」・「開」の文字を多く用い「サク」と訓んでいる。それだけに強いて、「生」を「サク」と訓むのは、「いきいきと咲く」という強い意味を表したかったからか、「サク」を「咲」の文字を用いず、「生」の文字を用いたのであるうか。漢字の「生」には「芽ばえる」という意味はあっても、「咲く」という意味はない。といえども、この場合「サク」以外の訓みは考えられないのではないだろうか。このように「サク」は「咲」の文字を用いるのが通例でありながら、「生」の文字を用いたのは意識的であらう。

☆忍照八 難波乃小江尔 廬作 難麻理弓居 葦河尔乎 王召跡 何  
 為牟尔 吾乎召良米夜 明久 吾知事乎……(略)……彼此毛  
 命受牟跡 今日<sup>ケフケフ</sup>跡 飛鳥尔到 雖<sup>レ</sup>置 勿尔到 雖<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>策  
 都久怒尔到……(略)……足引乃 此片山乃 毛武尔礼乎 五百枝  
 波伎垂 天光夜 日乃<sup>ヒ</sup>異尔干 佐比豆留夜 辛碓尔春 庭立 手碓  
 子尔春 忍光八 難波乃小江乃 始垂乎 辛久垂来弓 陶人乃  
 所作<sup>レ</sup>隨乎 今日<sup>ケフ</sup>往 明日<sup>アス</sup>取持来 吾目良尔 塩柴給 腊賞毛 腊  
 賞毛(十六・3886)

184、<sup>アキラケク</sup>明久 <sup>アス</sup>明日

集中、「明久」を「アキラケク」と訓んでいるものは、これ一例のみであるが、漢字本義に添う訓みとして問題ない。

「明日」を「アス」と訓むことは、集中多くの例をみる。因みに、「明日」を「アスノヒ」と訓んでいるものが(四・779)・(十二・2948)にみられるが、恐らくもとは「アスノヒ」と訓んでいたものが、「明日」という二文字で「アス」と訓むように転化したものであらう。ここの場合は七音句の箇所であるため、「明日」を「アス」と訓む。  
 結局、「明久」も「明日」も外に代りの文字はない。

185、今日<sup>ケフケフ</sup>跡 日乃<sup>ヒ</sup>異尔干 今日<sup>ケフ</sup>往 明日<sup>アス</sup>取持来

「今日<sup>ケフケフ</sup>跡」は「飛鳥」の枕詞として用いている。集中、「且今日<sup>ト</sup>」を「ケフケフト」と訓んでいるもの、(二・224)・(九・1765)・(十・2266)にみられるが、ここにおいては「ケフ」はすべて「今日」の表記を用いている。また、「今」一字で「ケフ」と訓んでいるもの、(七・1406)・(十一・2391)にみられるが、これは「今日」と表記するところを「日」を省略したものか。また、「今日」の表記を「ケフノヒ」と訓んでいるもの、(九・1754)・(十・1882)・(十一・2387)・(十九・4266)にみられるが、この訓みは、五音句または七音句の箇所による音数合わせのために、「ケフノヒ」と訓んだと考える。

「明日」を「アス」と訓むことは、184番で記した通りである。

結局、この歌では常訓の文字を用い通例の訓みをしている。

以上で巻十六を終わる。次の巻十七・巻十八は一字一音で記されている巻であるため対象外とし、巻十九に移る。

巻十九の歌数は一五四首あり、部類分けがなく、大伴宿祢家持の歌が

中心となっている。

それらの歌について、一首中に同じ文字があり、異なる訓みをしているものを検討していくことにする。

☆荒玉能 年トシ往更 春去者 花耳尔保布 安之比奇能 山下響 墮

多藝知 流辟田乃 河瀬尔 年アユ魚兒狭走……(略)……(十九・4156)

186、年トシ往更 年アユ魚兒狭走

集中、「年」を「トシ」と訓んでいるものが極めて多く見当たり、

「歳」を「トシ」と訓んでいるものが六例程見当たる。したがって、代りの文字があるのにも拘らず「年」の表記をしたのは、「アユコ」の表記を、「年魚兒」と書こうと考えてのことか。集中にはこの表記の外、「年魚小」(三・475)が一例のみあるが、「アユ」は「年魚」の外、「鮎」の表記もみられる。

☆古尔 有家流和射乃 久須婆之伎 事跡言繼 知努乎登古 宇奈比

壮子ヲトコ乃 宇都勢美能 名乎競争登 玉剋 壽毛須氏弓 相争尔 媼ツメ

問為家留 媼ツメ等之 聞者悲左 春花乃 尔太要盛而 秋葉之 尔

保比尔照有 惜アツシキ 身之サカリ壮尚 大夫之 語勞美 父母尔 啓別而

……(略)……節間毛 惜命乎 露霜之 過麻之尔家礼……(略)

……(十九・4211)

187、宇奈比壮子ヲトコ乃 身之サカリ壮尚

集中、「壮子」を「ヲトコ」と訓む例は、この外、(三・369)番に「臣之壮子者」とみられるだけである。「男」を「ヲトコ」と訓む例は、「男常曾念」(六・972)(ヲ・ノ・コと訓む説あり)と一例のみみられ、「土」を「ヲトコ」と訓む例は「土也母」(六・978)(ヲ・ノ・コと訓む説あり)と一例のみみられ、「丁子」を「ヲトコ」と訓む例は、「古丁子」(九・1803)と一例のみみられる。したがって、代りの文字があるのにも拘らず「壮子」の表記を用いたのは、「身之壮尚」の「壮」を意識して書いたのだろうか。

一方、「壮」を「サカリ」と訓む例はこのみみられるだけで、外は多く「盛」、この文字を「サカリ」と訓んでいるのにも拘らず、「壮」の文字を用いたのは、「壮子」の表記を意識したものであろうか。「壮子」も「壮」も外に代えられる文字があるが、両者「壮」の文字を用い異なる訓みをしている。

188、媼ツメ問為家留 媼ツメ等之

集中においては、「妻」を「ツマ」と訓む例が極めて多く、次に「媼」の文字が多く、次に「媼」の文字が多く用いられている。すなわち、代りの文字があるのにも拘らず、「媼」の表記を用いたのは、次の句、「媼」の表記を意識したものか。

「媼」を「ヲトメ」と訓んでいるが、集中、この文字の外、「處女」(一・53)・「女」(九・1740)・「未通女」(九・1759)を「ヲトメ」と訓んでい

る。したがって、ここで「媿媿」の文字を用いたのは、すぐ上の句の「媿」と同じ文字を用い、異なる訓みをしようと意識的に書いたものであろう。そして、「つま問いた」その「をとめ」といつているのである。

### 189、惜<sup>アタラシキ ヲシキ</sup> 惜命乎

集中、「惜」を「アタラシキ」と訓むのは、この外、(十三・331)に例があるのみである。仮名書例が、「安多良思吉」(十三・324)・「安多良之伎」(二十・445)と各々一例ずつ見当たるが、漢字は「惜」以外には見当たらない。つまり、代りの文字がないため「惜」を用いたのであろう。

一方、「惜」を「ヲシキ」と訓む例は、集中八例程見当たるが、「惜」この漢字以外には代えられる漢字はない。仮名書例が「乎思吉」(十七・390)・「乎之伎」(二十・450)の二例のみ見当たるが、ここにおいては「惜」の漢字を用いるのが相応しい。

結局、「アタラシキ」も「ヲシキ」も「惜」以外、代えられる文字はない。

### ☆天地之 初時徒……(略)……足千根之 御母之命 何如可毛 時

之波将<sup>レ</sup>有乎 真鏡 見礼杼母不<sup>レ</sup>飽 珠緒之 惜盛尔 立霧之 失  
去如久<sup>ゴトク</sup> 置露之 消去之如<sup>ゴトク</sup> 玉藻成 靡許伊臥 逝水之 留不得常  
狂言哉……(略)……(十九・424)

### 190、何如可毛<sup>ナニ</sup> 失去如久<sup>ゴトク</sup> 去之如<sup>ゴトク</sup>

集中、「何」一字で「ナニ」と訓む場合が極めて多いが、「何如」と表記しているものも九例程見当たる。また、「如何」と表記して「ナニ」と訓む例も(八・1629)にあるところから、「何」・「何如」・「如何」いずれも使っていたのであろう。この場合、一首中に「如」の文字を三度も用いているため、記載者が「何」と書くところ、「何」に「如」の文字を添えて「何如」と書き、「ナニ」と訓ませたのであろう。

「如久」を「ゴトク」と訓んでいるものは案外多くの例をみる。思うに「如」この文字一字だと「ゴト」と訓むのか、「ゴトク」と訓むのか紛らわしい。その煩わしさを避けるために、ここでは特に「如」に「久」を添えて「ゴトク」と訓ませたのではないだろうか。

一方、「如」この文字を「ゴト」と訓む例は集中極めて多い。「ゴトキ」と訓む場合は(四・632)・(十一・243)の二例のみである。「ゴトク」と訓む場合はやや多くみられる。この場合、七音句の箇所として、「消去之如」は「ケナルガゴトク」と「如」は字義に適った訓みをしている。要するに、「何如」も「如久」も外に代りの文字があるが、記載者の記載意識が知れるものである。

### ☆虚見都 山跡乃國<sup>ミ</sup> 青丹与之 平城京師由 忍照 難波尔久太里

住吉乃 三津尔舶能利 直渡 日入國尔 所遣……(略)……荒風  
浪尔安波世受 平久 率而可敞理麻世 毛等能國家尔(十九・424)

191、山跡乃國<sup>クニ</sup> 日入國<sup>クニ</sup> 毛等能國家<sup>ミカド</sup> 爾  
集中、「國」を「クニ」と訓んでいる場合がすべてで、字義に適った訓みとして問題はない。

「國家」を「ミカド」と訓んでいる場合はここ一例のみの孤例である。もっとも、この「ミカド」は「國」という意味をもつものとして、「國家」の漢字を用いたものと考ええる。集中において「御門」の文字を「ミカド」と訓んでいる場合がほとんどであるが、ここにおいては「御門」の文字を用いず、「國家」の文字を用いて「ミカド」と訓ませているのは、前の句の「國」の文字を意識して記載したものであろう。

☆蜻島 山跡國乎<sup>クニ</sup> 天雲<sup>クニ</sup> 爾 磐船浮……(略)……天之日繼等<sup>クニ</sup> 神奈  
我良 吾皇乃<sup>クニ</sup> 天下 治賜者 物乃布能 八十友之雄乎 撫賜 等  
登能倍賜……(略)……申多麻比奴 手拱而 事無御代等<sup>クニ</sup> 天地  
日月等登聞仁 万世尔 記續牟曾 八隅知之 吾大皇 秋花 之我  
色<sup>クニ</sup> 尔 見賜<sup>クニ</sup> 明米多麻比 酒見附<sup>クニ</sup> 榮流今日之 安夜尔貴左(十  
九・4254)

192、天雲<sup>クニ</sup> 爾 天之日繼等<sup>クニ</sup> 天下 天地  
「天」を「アマ」「アメ」と訓むのは用例多く、すでに7番および21番  
等で記したのでここにおいては省略する。

193、見賜<sup>クニ</sup> 酒見附<sup>クニ</sup>

「見」を「メシ」と訓むのは、「ミル」に尊敬の「ス」がつく場合「メ  
ス」となる。「メシ」はその連用形である。集中においては、「召<sup>メシ</sup>・喚<sup>メシ</sup>・  
御食<sup>メシ</sup>・見<sup>メシ</sup>」等があるのにも拘らず、ここで「見」を用い「メシ」と  
訓むのは、「酒見附」の「見」を意識したものか。

一方、「酒見附<sup>サカミツキ</sup>」は「酒宴」という意味で用いられており、「酒見附」  
の「見」は仮名として品詞の一部に使われている。集中においては、  
「酒見附」の表記はこれ一例のみで、この外、「佐可弥豆伎<sup>クニ</sup>」(十八・4059)・  
「左加美都伎<sup>クニ</sup>」(十八・4116)と二例とも巻十八に仮名書でみられるのみで  
ある。

以上、長歌の後部において、「見賜<sup>クニ</sup> 明米多麻比 酒見附<sup>クニ</sup>」と距離的  
に近い位置で、外の代りの文字があるのにも拘らず、「見」の文字を二  
度用いたのは、記載者の記載意識によるものと思われる。

本稿においては、巻十六および巻十九について、一首一首同じ漢字に  
異なる訓みをしているものを抽出し、記載者の記載意識を研究した。

(続)

○テキストは『萬葉集』本文篇(佐竹昭広・木下正俊・小島憲之共著)  
(塙書房)を使用した。